

手続説明書

(下水)

排水設備指定工事店証の取扱い

1 書換え

記載されている事項に変更があったときは、排水設備指定工事店証の書換えが必要です。
変更の届出をするときに、併せて排水設備指定工事店証を提出してください。

2 再交付の申請

排水設備指定工事店証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに、その再交付を受ける必要があります。

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第4）
<input type="checkbox"/> 破れ、又は汚れた排水設備指定工事店証

3 返納

次のいずれかに該当するときは、排水設備指定工事店証の返納が必要です。

- ・再交付を受けた後に、失った排水設備指定工事店証を発見したとき。
- ・排水設備工事の事業を廃止し、又は休止したとき。
- ・指定の取消し又は指定の効力の停止の処分を受けたとき。

4 その他

- ・排水設備指定工事店証の発行及び再発行に係る手数料は、徴収していません。